　ＢＳ栃木第109号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年１月24日

団委員長　様

公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟

理 事 長 　白澤　嘉宏 (公印省略)

コミッショナー 　中村　利久 (公印省略)

**新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点処置」への対応について**

新聞でも報道されておりますように、新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、栃木県は１月21日（金）、県内全域を対象地域として、「まん延防止等重点措置」の適用を政府に要請しました。

県教委によると、県内公立学校では３学期以降、延べ118校が休校や学級・学年閉鎖となっており、県立学校では感染状況に応じて時差登校や短縮授業、分散登校などを実施しているほか、22日（土）から大会などを除き部活動を原則中止とすることなども決め、市町教委にも同様の対応を求めています。

各団のスカウト活動については、日本連盟の「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン　2020.11.22 ver03.1」や、県連盟の下記通知等を再確認していただき、新型コロナウイルス「オミクロン株」の感染拡大の特徴であるワクチンの未接種の**「子どもたちへの感染」が問題となっていることも考慮の上**、地域の感染状況を考慮した適切な対応をよろしくお願いします。

なお、重点措置実施期間に計画されている県連盟主催の大会・研修・会議等については、オンライン・延期・または中止等も検討し、変更となった場合には、別途、御連絡申し上げますので、御理解をお願いします。

**＜参考＞**

|  |
| --- |
| 令和２年７月17日付　　**「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂（2020.7.10 ver02）に伴う県連盟の対応について**  ２　各団のスカウト活動に関する基準（活動基準）  地域の状況により、同一県内などでも市町村によって異なります。   1. 地域の感染状況により学校が臨時休業となった場合には、該当市町村におけるスカウト活動を自粛してください。また、臨時休業解除後においても、**部活動が実施されていない場合には、その期間のスカウト活動を自粛してくだい。** |
| 令和３年１月12日付　　**「新型コロナウイルス感染症」に係る緊急事態宣言への対応について**  県連盟として、「ステージ４」の状態、もしくは、緊急事態宣言発令時におけるすべての活動を下記のようにすることを要請します。   * 全ての集会、会議の中止または延期（オンラインでの集会等は除く） * 上記集会には、文部省委託事業（ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび）も含む。 * 活動自粛は、当該地域の緊急事態宣言の期間までとする。 * 関係者全員（スカウト、指導者、ご家族など）が、「新しい生活様式」の徹底に努める。 |
| 令和３年７月６日付　　　**栃木県連盟コロナ禍のスカウト活動対応について**  ２ 各団の活動実施の可否判断基準   1. 自治体及び近隣も含む地域の感染情報。 2. スカウト、指導者などの生活圏における感染症の蔓延状況。 3. 地域の「学校」での対応。 4. **地域の状況により、同一県内などでも市町村によって異なります。** |

（公財）日本ボーイスカウト栃木県連盟事務局

Tel 028-621-9800　FAX 028-678-3307

メ－ル：[secretariat@tochigi.scout.jp](mailto:secretariat@tochigi.scout.jp)